

低入札価格調査基準価格の見直し

低入札調査基準価格とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準となる価格
- この価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格

低入札調査基準価格の見直しについて

○H25年5月16日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札調査基準価格の一般管理費等の算入率を0.3から0.55へ引き上げる。

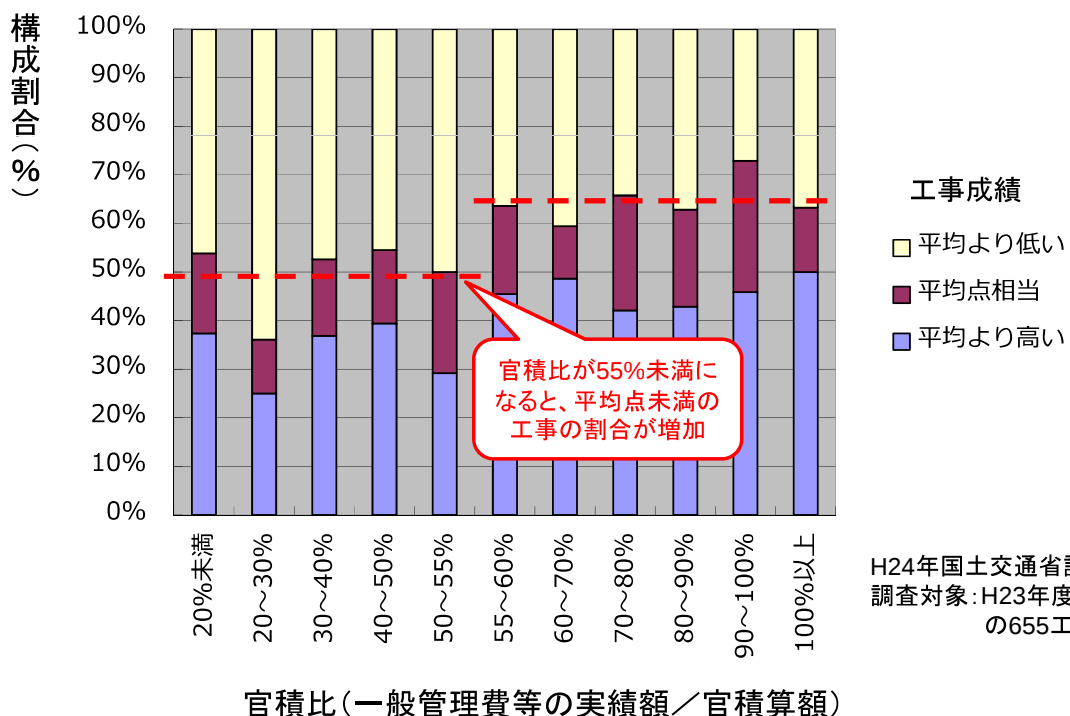
S62.4～H20.3	H20.4～H21.3	H21.4～H23.3	H23.4～	今回(H25.5.16～)
【範囲】 予定価格の 2/3～8.5/10	【範囲】 予定価格の 2/3～8.5/10	【範囲】 予定価格の 7.0/10～9.0/10	【範囲】 予定価格の 7.0/10～9.0/10	【範囲】 予定価格の 7.0/10～9.0/10
【計算式】 ・直接工事費の額 ・共通仮設費の額 ・現場管理費×0.20 上記の合計額×1.05	【計算式】 ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.60 ・一般管理費等×0.30 上記の合計額×1.05	【計算式】 ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.70 ・一般管理費等×0.30 上記の合計額×1.05	【計算式】 ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.80 ・一般管理費等×0.30 上記の合計額×1.05	【計算式】 ・直接工事費×0.95 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.80 ・ <u>一般管理費等×0.55</u> 上記の合計額×1.05

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

1

一般管理費等の計上と工事品質との関係について

○一般管理費等の支出実績が官積比で55%未満の工事では、55%以上の工事に比べて、平均的に見て工事成績が低い工事が多い。



2

一般管理費等に係る調査基準価格の算入率引上げ

○現在の一般管理費算入率30%を、企業を運営する上で不可欠な本社の従業員給与手当等を含めた55%まで引き上げる。

項 目		一般管理費等での構成割合 (H23年度調査)
一般管理費	維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費、法定福利費	29%
	従業員給料手当、退職金	25%
	役員報酬、調査研究費、試験研究償却費、開発償却費、寄付金、広告宣伝費、交際費、雑費、福利厚生費	34%
付加利益		12%

現在の
算入項目

拡充する
算入項目

算入率
30%



算入率
55%